

志木市個人事業主支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、経営が悪化している個人で事業を実施している者（以下「個人事業主」という。）に対し、予算の範囲内において志木市個人事業主支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる個人事業主は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策中小企業持続化給付金の給付を受けていること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人に対する減免措置取扱基準（令和2年6月1日制定）の規定により法人市民税均等割の減免の適用を受ける法人から報酬等を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団員でないこと。
- (5) 暴力団に対し資金提供その他暴力団の運営に関与していないこと。

(支援金の支給額)

第3条 支援金の支給額は、5万円とする。

(支援金の支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする個人事業主（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに志木市個人事業主支援金支給申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書兼請求書」という。）に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支援金の支給決定)

第5条 市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支援金の支給の可否を決定し、志木市個人事業主支援金支給（不支給）決定通知書（第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、当該支給を決定した日と同日に、申請書兼請求書により支援金の支給の請求があったものとみなし、申請者に支援金を支給するものとする。

(支援金の返還)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の行為により支援金を受けたことが判明したときは、既に支給した支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。